

松江市人権施策推進基本方針

〔第一次改定〕

平成25年3月

松 江 市

目 次

■ 第1章 総論	1
1 基本方針改定の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
3 改定版の性格と位置付け	3
4 基本理念	4
■ 第2章 各論	5
1 学校等における取り組み	5
2 地域社会における取り組み	7
3 家庭における取り組み	8
4 企業等における取り組み	9
5 隣保館における取り組み	10
6 市職員及び教職員等に対する取り組み	11
■ 第3章 各人権課題への対応	13
1 女性	13
2 子ども	15
3 高齢者	17
4 障がいのある人	18
5 同和問題	20
6 外国人	21
7 患者及び感染者等	22
8 インターネットによる人権侵害	23
9 性同一性障害者	24
10 様々な人権課題	24
■ 第4章 推進体制の整備	26
■ 資料 編	27
世界人権宣言（抜粋）	
日本国憲法（抜粋）	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
同和对策審議会答申 前文	
松江市の主な取り組み	
国内の主な取り組み・国際的な主な取り組み	
松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱	
松江市人権施策推進基本方針検討委員会名簿	

- ※ 本方針は、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、以下のものは表記変更の適用除外とします。
- ・法令、条例等の名称 ・制度名、事業名、関係団体名、施設名、本市以外が作成した様式等、
 - ・人や人の状態を表さないもの、医療用語等その他適当でないもの

第1章 総論

1 基本方針改定の趣旨

人権とは

人は誰でも、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、そして、人間が人間らしく生きる権利を生まれながらにして持っています。これを「人権」と言います。「人権」と言うと、普段あまり意識することがなく、難しいもの、堅苦しいものと考えたり、自分に関係ないもの等と受け止めたりする傾向があります。しかし、「人権」は、日常生活の場である家庭や職場、学校等のあらゆるところで私たちが幸福に生活するために必要な身近で大切な権利であり、日常の思いやりの心によって守られていくものです。

国の定める「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権は「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。「人権」には、人が生きていく上で不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利や、幸せに生きる上で不可欠な思想や言論の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれています。これら一つ一つの権利は、相互に不可欠かつ相補的なものとして連なりあっています。個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切に優劣や軽重の差はありません。

日本国憲法では、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とされ基本的人権の尊重が明文化されています。人権の尊重は平和の基礎であり、あらゆる差別と人権侵害の撤廃に努めることは、「人権の世紀」といわれる21世紀の重要な課題です。

これまで、その解決が国の責務であり国民的課題である同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がい者などにかかわる人権問題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取り組みが進められてきました。しかし、依然として多くの人権問題が残存しています。

さらに、社会経済情勢の急速な変化に伴い、インターネットを悪用した人権侵害など新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。今後とも、様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取り組みが求められています。

本市では、平成18年度に策定した「人権施策推進基本方針」に沿って、人権施策をより総合的かつ効果的に推進してきましたが、これまでの取り組みの成果や課題及び本年度実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえるとともに、前回策定以後の国内外及び市の法令・計画などの動きや新たな課題への対応を含め改定を行いました。

2 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な取り組み

二度にわたる悲惨な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まっていき、昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日、国際連合(国連)は「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、国際社会の基本的ルールの大きな柱となっています。

これを実効性のあるものにするために、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの人権に関する条約が次々に採択され、また、人権に関する「国際婦人年」、「国際児童年」などの数々の「国際年」を定め取り組みを進めてきました。

こうした数々の取り組みにもかかわらず、様々な人権問題が生じており、特に、東西冷戦の終結により、地域紛争、民族紛争が一挙に表面化し人権が危機的な状況を迎えています。

国連は、平成 6 年(1994 年)「人権教育のための国連 10 年(1995～2004 年)」を宣言し、その後、平成 16 年(2004 年)には「人権教育のための世界プログラム」を定め、各国政府に対して人権に対する取り組みの強化を求めました。

(2) 国内の取り組み

我が国では、日本国憲法に規定された基本的人権尊重の理念の下、様々な国際条約を批准するとともに様々な法律や制度を整備し、特に、我が国固有の人権問題である同和問題の解決を中心として人権尊重の取り組みが進められてきました。

同和問題については、昭和 40 年(1965 年)に「同和対策審議会答申」が出され、この答申を踏まえて、同和対策事業、同和教育が進められてきました。平成 8 年(1996 年)には、「地域改善対策協議会意見具申」が提出され、同和対策に関する一連の特別措置法失効を踏まえた人権教育・啓発推進の新たな方向性が示されました。

また、国連の「人権教育のための国連 10 年」を踏まえ、平成 9 年(1997 年)に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定し、国際的な流れと連動した取り組みを開始しました。これにより「障害者基本法」や「男女共同参画社会基本法」など、各人権課題にかかわる法制度の整備が進められてきました。

平成 12 年(2000 年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国及び地方公共団体の責務として規定されました。これに基づき、平成 14 年(2002 年)には「人権教育・啓発に関する基本的計画」が策定され、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。平成 20 年(2008 年)に、「人権教育の指導方法等のあり方について(第三次とりまとめ)」が出され、人権教育の指導方法や教材など学校現場での指導に生かされています。

※ 国内外の取り組みの一覧表を、本書最後部(P34)に掲載しています。

(3) 本市の取り組み

- ・国の法律に基づいた同和対策事業を進める一方で、昭和50年(1975年)に「松江市同和教育要綱」を、昭和56年(1981年)に「松江市同和教育基本方針」を策定し、同和教育・啓発を継続的に進めてきました。
 - ・平成8年(1996年)には、「人権教育のための国連10年」などの国際的な潮流も踏まえ、「松江市同和教育基本方針」の全面改訂を行いました。
 - ・平成15年(2003年)には、多様化、複雑化の傾向にある人権施策を全庁的に調整するため、「松江市人権施策推進連絡会」を設置しました。
 - ・平成18年(2006年)には、松江市における人権施策を総合的に推進するため、「人権施策推進基本方針」を策定しました。
 - ・平成24年(2012年)に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、平成25年(2013年)に「人権施策推進基本方針」の改定を行いました。
 - ・これらの方針のもと、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権課題について、個別の分野ごとの計画やプランを策定するなど、関係機関と連携しながら施策を行っています。
- ※ 本市の取り組みの一覧表を、本書最後部(P33)に掲載しています。

3 改定版の性格と位置付け

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本市としての人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向を定めるものです。
- ・松江市総合計画を上位計画とした本市の部門別計画の一つと位置付け、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、従来、人権課題ごとに個別に進められてきた教育・啓発等の有機的な連携を図るものです。
- ・「地域改善対策協議会意見具申(平成8年)」及び「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年閣議決定)(平成23年一部変更)」等の趣旨を踏まえ、同和対策に関する一連の特別措置法失効後における本市の人権施策推進の方向性を示すものです。
- ・平成18年度に策定した「人権施策推進基本方針」を発展的に継承するものです。

4 基本理念

「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

共生の心の醸成と「人権文化」の創造

すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず能力を発揮できる社会をめざします。また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

協働と連携による「人権のまちづくり」

地域社会や家庭のきずなを大切にし、行政、教育、企業、NPOなど、様々な機関、団体、個人が人権問題の解決に向けて有機的に連携できる社会をめざします。

第2章 各論

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけではなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることを目指しています。そのためには、市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する必要があります。

一方で、平成24年に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、講演会や研修会に参加した経験が多い人ほど人権感覚の高まりが見られます。しかし、参加者の年代等に偏りが見られ、より多くの市民が啓発の機会に接することができるよう啓発手法の創意工夫も必要です。

1 学校等における取り組み

学校、幼稚園、保育所(園)は、子どもが発達段階に応じて、集団生活の中で他人との関わりを学ぶ場です。そして様々な活動を通じて、子どもが人権尊重の意識を高め、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心といった豊かな人間性を培うことが重要です。

そこで、学校等の教育においては、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒一人一人の、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

また、家庭や地域と連携しながら、学ぶ権利をはじめ、一人一人の子どもの権利が保障され、互いに人権を尊重し合う学校・学級づくりを進め、生きる力の向上と進路の保障に努めます。

(1) 基本的な考え方

- ・「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）（平成20年島根県）」及び「人権教育指導資料（平成14年島根県教育委員会）」の趣旨を踏まえ、すべての学校等において、進路保障など^(注1)同和教育の成果を生かした人権教育を積極的に推進します。
- ・取り組みを進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的な推進に努めます。
 - ① 人権教育の理念をすべての教育活動の基底に据え、全教職員により教育活動の全体を通して日常的に推進します。
 - ② 教職員一人一人が、差別の現実から深く学び、人権問題に対する科学的認識と差別解消への自己課題化を図るとともに、差別をなくす教職員集団づくりに努めます。

- ③ 幼稚園等においては、人権尊重の精神の芽生えを育み、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む保育活動を推進します。
- ④ 学校においては、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない人権意識と差別解消への意欲や実践力を高める教育活動を推進します。
- ⑤ 幼児児童生徒の学力向上と進路保障の充実に努めます。
- ⑥ 学校間及び保幼小中高など異校種間連携教育の中で、発達段階に応じた系統的な指導に努めます。
- ⑦ P T A活動における人権問題の研修や保護者啓発を進め、地域や家庭の理解と協力を得ながら、学校等における人権教育を効果的に推進します。

(2) 重点的な取り組み

- ・各学校等における人権教育の推進を図ります。
- ・人権教育活動事業推進校・園及び小中一貫活動事業実施校における取り組みの成果を生かし、人権教育の推進を図ります。
- ・教職員に対する人権教育研修の充実に努めます。
- ・幼児児童生徒に対する進路保障の推進を図ります。
- ・家庭、地域、関係機関等との連携体制の充実に努めます。

注1 進路保障

すべての児童生徒が、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていく教育活動。
(島根県教育委員会「同和教育指導資料第19集」の内容をまとめたもの)

人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や他者の思いや願いに共感し、共に考えようとする態度を育む役割があります。

しかし、核家族化の進展や、少子高齢化の進行など、地域社会での人間関係や社会意識の希薄化などによる社会を取り巻く環境の急激な変化によって、地域社会が役割を十分に果たすことができなくなっています。その問題の解決のために、住民は地域を構成する担い手であることを意識し、主体的に地域にかかわっていくこと、また、学校や企業、行政などとのネットワークを構築することが重要です。

地域社会においては、これまでも、公民館等の社会教育施設における講座開設や人権学習の機会提供、ボランティア活動の推進などにより学習活動が進められてきましたが、今後も、一層学習機会や情報提供に努め、指導者養成支援等を通して、公民館等を中心に地域の特性を活かした人権学習の推進に努めます。

さらに、自主的に人権問題に取り組むNPO等の民間の団体等と連携した取組を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、市民啓発に努めます。

(1) 基本的な考え方

- ・「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）（平成20年島根県）」及び「人権教育指導資料（平成14年島根県教育委員会）」の趣旨を踏まえ、市内各地域の公民館や「松江市地域人権・同和教育推進協議会」等において、同和教育の成果を生かした人権教育の主体的な取り組みの推進を図ります。
- ・取り組みを進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的な推進に努めます。
 - ① あらゆる差別の解消と人権尊重の精神の確立をめざし、地域づくりの基盤として、地域ぐるみの人権教育を積極的に推進します。
 - ② 推進体制の充実を図るとともに、推進組織の研修を促し、指導者の養成と確保に努めます。
 - ③ 市民に対する人権教育の推進にあたっては、魅力ある学習内容の提供と幅広い研修活動や実践活動を創意工夫します。

(2) 重点的な取り組み

- ・公民館等における人権教育の推進を図ります。
- ・「松江市地域人権・同和教育推進協議会」による地域ぐるみの人権教育の推進を図ります。
- ・「人権を考える市民の集い」等の市民啓発事業を実施し、幅広い市民に啓発の機会を提供します。
- ・「市報松江」をはじめ、マスメディア、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、市民広報に努めます。

- ・より多くの市民が啓発の機会に接し、人権問題の解決を自らの課題として認識できるよう、魅力ある啓発手法の創意工夫に努めます。
- ・国や島根県などの行政機関や、様々な人権問題に取り組んでいる団体、機関、NPO、地域内学習グループなどと相互の連携と情報交換を進め、課題の解決に向けて実効性のある取り組みを進めます。そして、広がりをもった市民啓発に努めます。その取り組みによって多くの市民に人権尊重の機運が高まるよう努めます。
- ・また、若い世代が多く参加する団体との連携や会合・イベント等の機会を活用した啓発の実施などにより、若い世代に対する啓発に努めます。

3 家庭における取り組み

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的な学習の場として重要な役割を果たしています。また、人格の基礎も家庭において形成されます。

家庭教育においては、大人が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、正しい人権感覚をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに男女が協力してあたり、家族が互いに尊重し助け合う意識づくりを進めることも重要です。

しかし、少子化や核家族化等家族形態の多様化が進む中では、家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)^(注2)、子どもの養育放棄など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が多く見受けられます。

このような問題を解決していくためには、家庭、学校、地域社会及び各種団体等の相互連携を深めることが大切です。

(1) 基本的な考え方

- ・学校(幼保を含む)・各種行政機関・民間団体等との連携を深め、家庭における人権教育が促進されるよう環境の整備に努めます。

(2) 重点的な取り組み

- ・家庭教育に関する学習機会や情報の提供、各種啓発を行うほか、悩みを持つ親に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。

注2 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親しいパートナー間でふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

企業は、従業員、消費者、取引先など地域の人々と深い関わりを持って活動し、地域社会に大きな影響を与えています。近年、企業も社会を構成する一員であるという考えから、企業の社会的責任（CSR）^(注3) や社会貢献が求められるようになりました。ハラスメント^(注4) などのない誰もが働きやすい職場づくり、安心・安全なサービスや製品の提供、人権問題や環境問題への積極的な取り組みなど、企業の持つ社会性・公共性からその取り組みの重要性はますます高まっています。また、平成24年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」によると、「差別や人権侵害を受けたと感じたこと」として「職場での待遇や上司や同僚などの言動」をあげた人が最も多い、という結果が出ています。職場における人権意識の高揚が求められていると言えます。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員の一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・啓発活動を推進します。

（１）基本的な考え方

- ・『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（平成9年）及び「地域改善対策協議会意見具申（平成8年）」、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年閣議決定）（平成23年一部変更）」を踏まえ、様々な人権問題について積極的に企業等の啓発活動の推進を図ります。
- ・企業等の人権問題への取り組みをCSR活動の重要な要素として位置付けます。

（２）重点的な取り組み

- ・企業等において、自主的な職場内研修の取り組みが促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等の取り組みを行います。
- ・松江公共職業安定所等の関係機関と連携し、公正採用選考人権啓発推進員研修、企業トップセミナー等を開催し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
- ・近年の雇用環境の変化を踏まえ、正規雇用労働者だけでなく、非正規雇用労働者、派遣労働者等に対しても、職場内研修が行われるよう企業等に働きかけます。
- ・「松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会」の自主的な活動を支援し、企業等の人権研修活動の活性化を図るとともに、未加盟の企業に対し積極的に加入を促します。
- ・「えせ同和行為」等の情報連絡を積極的に行い、根絶を図ります。
- ・近年急速に関心が高まっているCSR活動において、人権問題への取り組みをCSRの重要な要素として位置付けたうえで、CSRへの関心を高める機運の醸成を図ります。

注3 CSR（コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ）

法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

注4 ハラスメント

他者に対する発言・行動が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。セクシュアル・ハラスメント（性的発言・行動による嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（職場の権力を利用した嫌がらせ）、アルコール・ハラスメント（飲酒の強要）などがある。

5 隣保館における取り組み

本市では、社会福祉法に基づく隣保事業を行う施設として3館の隣保館を設置しています。地域社会全体の中で、福祉の向上や様々な人権問題解決のための啓発・交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談、福祉、啓発、交流等の事業を総合的に推進していきます。

（1）基本的な考え方

- ・「同和対策審議会答申（昭和40年）」の精神に基づき、また、「地域改善対策協議会意見具申（平成8年）」、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年閣議決定）（平成23年一部変更）」及び「隣保館設置運営要綱（平成14年厚生労働省）」等を踏まえ、地域福祉の推進と人権のまちづくりの拠点施設として事業の推進を図ります。

（2）重点的な取り組み

- ・相談・自立支援の拠点施設として、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ適切な指導助言を行うことで各種課題の解決、自立支援を進めます。また、各種相談関係機関との連携を強化します。
- ・人権啓発のための住民交流の拠点施設として、周辺地域を含めた交流事業の拡大により、あらゆる人権問題の解決促進を図ります。
- ・人権啓発・情報発信の拠点施設として、学習会等の開催、広報誌の発行等により、積極的に啓発・広報事業を進めます。来館研修はもとより、講師派遣、出張研修等についても積極的に対応します。
- ・自治会・町内会等、公民館、社会福祉協議会、地域、学校の関係機関・団体とも積極的に連携し、事業を推進します。

- ・公務員、教職員など13種類の業種に従事する者に対しては、『『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)^(注5)」と規定され、教育の充実が求められています。特に、市職員及び教職員等は、人権に関する責任の重大性を認識し、人権問題の解決を自らの課題として、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。
- ・一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、研修等を通じて人権教育の充実に努めます。

(1) 基本的な考え方

- ・「地域改善対策協議会意見具申(平成8年)」及び「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年閣議決定)(平成23年一部変更)」を踏まえ、様々な人権問題について市職員や関係者に対する研修の推進を図ります。
- ・教職員については、上記に加え、「島根県人権施策推進基本方針(第1次改定)(平成20年島根県)」及び「人権教育指導資料(平成14年島根県教育委員会)」の趣旨を踏まえ、同和教育の成果を生かし、指導者である教職員の人権意識や力量を上げていくために研修の充実に努めます。
さらに、「人権教育の指導方法等のあり方について(第三次とりまとめ)」をもとに学校、園における人権教育の取り組みの推進に生かします。

(2) 重点的な取り組み

1. 市職員

- ・年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、長期間研修を受けない者がいないよう計画的な職員研修を進めます。
- ・基本的な人権研修に加え、各職場の業務の特性等に応じて関連する人権問題について重点的な研修を行います。
- ・ワークショップ方式、体験研修、隣保館での研修等の参加型要素を積極的に研修に取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。
- ・各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

2. 教職員

- ・各学校・園及び「松江市人権・同和教育研究会」との連携・協力の下、教職員一人一人の人権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。
- ・差別の現実から学ぶことを基本に、研修内容と方法の改善・充実に努めます。

- ・各学校・園における研修の充実を図るために、人権に関する情報の提供・相談を積極的に行います。
- ・体罰と子どもの人権侵害等について理解が深まるよう、子どもの権利条約とかかわらせて研修を充実します。
- ・教職員の指導力を高めるために、学校訪問等を積極的に行います。

3. その他特定職業従事者

- ・指定管理者については、市職員と同様の研修が行われるよう助言・指導を行います。
- ・医療関係者、福祉関係者等「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（注5）」については、企業啓発等の機会を通じ、事業者の特性を踏まえた研修が実施されるよう助言を行います。

注5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者）

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

第3章 各人権課題への対応

我が国においては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの様々な人権問題に加え、社会経済情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じており、人権問題は、一層多様化・複雑化の傾向にあります。

本市においても、主要な人権課題については、それぞれの分野ごとに計画等を策定し施策を推進してきました。各人権問題固有の歴史・特性を踏まえた取り組みはもちろんのことですが、人権課題相互の連携も一層重要性を増しています。本基本計画や個別計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

1 女性

(1) 現状と課題

- ・男女がともに対等なパートナーとして、自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、我が国全体の重要課題であると同時に、松江市としてもまちづくりを進めるうえで、重要な課題です。
- ・平成24年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、女性の人権に関する問題点について『男女の固定的な役割分担意識があること』をあげた人が2.6人に一人、職場における『採用、昇進、賃金、休暇等に男女の差があること』と回答した人が2.9人に一人という調査結果が出ています。男女共同参画社会の実現にはまだ課題があるのが現状です。
- ・特に、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて進みにくい状況が続いています。「松江市男女共同参画計画《後期実施計画》」において、附属機関における女性委員の割合を平成28年度までに35%とする目標を定めていますが、平成24年10月1日現在で30.4%に留まっています。附属機関等所管課で改善を図るとともに女性人材を育成していくことが必要です。
- ・社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女のおかれている立場の違いなどを反映して、結果的に固定的な性別役割分担につながり、生活、職業などの選択の可能性が性別によって制約されたり、一方の性に特定の役割が集中するなどの要因の一つとなっていることもあります。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーーカー行為など女性に対する暴力が、深刻な社会問題となっています。島根県におけるDV被害

の相談件数は、平成 18 年度の 851 件をピークに少しずつ減少していますが、平成 22 年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、回答者（女性）のうち 27.3%の人が自分または身近な人の被害経験があると回答しており、DV被害事案の潜在化が懸念されます。また、近年婚姻関係にない交際相手からの暴力（デートDV）の被害も社会に認知され始め、深刻な実態が明らかになってきています。

- ・平成 19 年 1 月の「DV防止法」の改正を受け、平成 21 年 3 月に「松江市DV対策基本計画」を策定、平成 24 年 8 月に一部改定し、DV防止のための取組の強化を図っています。
- ・本市では、松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じるとともに、平成 21 年 6 月に「家庭相談室」を設置し、DVや児童虐待など家庭内の生活各般の問題について広く市民の相談を受け付け、総合的な支援を行っています。
- ・また、女性の就業継続や再就職・起業をめざす人を支援するため、関係機関と連携しながら、セミナーなどを開催しています。
- ・中学・高校及び大学などで若い世代を対象にデートDVに関する講座を開催し、予防・啓発に努めるとともに、相談機関の周知を図っていく必要があります。

（２）取り組みの方向性

- ・「松江市男女共同参画推進条例（平成 17 年松江市条例第 4 号）」及び「松江市男女共同参画計画《後期実施計画》」に基づき男女共同参画の一層の推進を図り、一人一人が性別の違いにより差別されることなく、個人の尊厳が重んじられ、能力が発揮できる機会が確保できるようにします。また、DVその他性別に起因する暴力的行為を根絶します。
- ・審議会等への女性の積極的な参画を図ります。また、各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する方の登録制度「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録促進と、審議会等の委員の改選時に活用を図ります。
- ・「松江市地域防災計画」に基づき、自主防災組織役員への女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した物資の備蓄を行うなど、環境の整備に努めます。また、災害時には、避難所運営委員会の男女の運営委員の配置など、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。
- ・男女共同参画の視点に立った意識づくりのため、地域の拠点施設である男女共同参画センターでは、市民大学男女共同参画コース等の各種講座を実施し、地域や団体などにおいて、子育て世代や高齢者など、対象者に即した出前講座を実施します。
- ・女性の就業継続や再就職・起業を目指す人を支援するため、関係機関と連携しながら、セミナーなどを開催します。また、育児休業後の職場復帰や実際の就業につながる内容の各種講座を行います。起業したり、新しい分野でいきいきと活躍している女性を情報誌等で積極的に紹介します。
- ・町内会自治会等の各種団体、民生委員・児童委員、学校の教職員及び保護者等を対象に、DV、性犯罪、売買春などの暴力の防止や、適切な対応に関する講座・研修を行い、正しい知識の普及と暴力の根絶を呼びかけます。

- ・人権擁護委員を対象として、男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。
- ・デートDVを予防する講座を専門講師により実施します。また、中学、高校及び大学と連携して啓発講座を行います。
- ・啓発のためのチラシやリーフレットを配布し、市報やホームページにより市のDV対策を広く周知します。また、女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、情報誌に特集記事を掲載します。
- ・松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じます。また、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。国や県の相談機関と連携して相談に応じます。
- ・DV被害者の自立に向けて、関連する各課が連携を強化し、包括的な支援を行っていきます。

2 子ども

(1) 現状と課題

- ・少子化や核家族化の進行に伴う世帯構造の変化などにより、子どもと地域社会のつながりが希薄化するとともに、子育てに不安や負担を感じる家庭が増えています。
- ・子どもは大人と同様に権利の行使主体であると捉える考え方が浸透せず、児童虐待、DV等、子どもたちの人権が阻害されるケースが増加傾向にあります。学校が第一発見者になることが多く、「学校と虐待」「DV被害者の子への対応」等の手引きを作成し、学校における適切な対応を周知しています。児童相談所、関係機関との相互連携をさらに進めていく必要があります。
- ・平成17年に「松江市要保護児童対策協議会」を設置し、児童虐待への対応を進めるとともに、要保護児童等の支援及び連携を図っています。
- ・子どもたちを取り巻く環境の変化が著しい中において、子どもの成長と親の子育てを支援するため、「松江市次世代育成支援行動計画」を平成22年3月に策定し、取り組んでいます。
- ・いじめ・体罰など子どもの人権を侵害する事案が多発し、不登校・ひきこもりなど子どもをめぐる諸問題も依然として存在し、その解決には、学校、家庭、地域、関係機関が連携したきめ細やかな対応が課題となっています。
- ・子どもたちのインターネット・携帯電話の利用増加に伴い、ネット上の掲示板を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じています。本市においては、平成23年度にネットトラブルが小中学校から52件報告され、年々増加傾向にあります。

- ・発達障がい等により、授業に集中できない、友達とトラブルが多い、読み書きが極端に苦手であるなどの支援が必要な児童生徒数が増加しています。本市においても、保健・福祉・医療・教育等の連携を一層強化し、早期からの一貫した相談や支援を進めていくことが課題となっています。

(2) 取り組みの方向性

- ・「松江市次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの成長と親の子育てを支援するため、障がい児支援、ひとり親家庭の支援、児童虐待の予防、青少年育成など各種施策を総合的に推進します。
- ・「松江市要保護児童対策協議会」等を通じ、関係機関と連携しながら、児童虐待への早期対応体制の強化を図ります。
- ・「サポート会議」や「要保護個別事例検討会議」等を通じて、学校と関係機関の連携を進め、サポートチームでの支援を進めていきます。
- ・「不登校支援アクションプラン」に基づき、全市的な不登校児童生徒支援事業を引き続き展開するとともに、不登校、いじめ、児童虐待等、困難な課題を抱える子どもたちへの学校における組織的支援を進めていきます。
- ・学校に於ける教育相談体制を充実させるため、「サポートワーカー」を配置し、家庭や関係機関と連携した支援を行っていきます。
- ・特別な支援の必要な幼児児童生徒・青年や保護者に対する相談支援の拠点として設置した「松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）」において、教員や臨床心理士、言語聴覚士、保育士等の専門スタッフによる相談・支援の充実を図ります。
- ・ネット被害者、ネット加害者にならないように、情報モラル教育や子どもが所持するメディアへのフィルタリング（有害サイトへのアクセス制限）を推奨していきます。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、子ども及び家庭への支援を行います。
- ・「子どもを見守る」パトロールやあいさつなどの活動を奨励することによって地域で子どもの安全を守ります。

(1) 現状と課題

- ・本市の高齢化率は、24.93%（平成24年3月31日現在）で、全国（23.0%）を上回る勢いで高齢化が進んでいます。「団塊の世代」が65歳以上になる平成27年には高齢化率28.1%、3人に1人が65歳以上の高齢者となる時代が目前に迫っています。
- ・高齢期は誰もが避けて通ることのできないものであり、平均寿命の上昇に伴い、長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとってもきわめて重要な課題となっています。さらに、高齢者の生活様式や考え方等価値観も、今後一層多様化すると考えられます。
- ・進行する高齢化に対応し、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが求められています。また、年々相談件数が増加し、内容が複雑化する高齢期の様々な問題に対応できる相談窓口を充実させることも必要です。
- ・現在、松江市における要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方の割合は6割近くとなっており、今後も更に認知症になる方の増加が見込まれます。また近年、要介護（要支援）となった原因疾病のうち認知症が毎年上位を占めていることから、認知症対策は重要課題の一つと言えます。
- ・認知症の高齢者や一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加に伴い、本人の財産、権利を保護する成年後見制度の必要性が高まっています。親族以外の第三者後見人不足に対応することを目指し、平成23年度より、市民後見人養成事業を実施しています。

(2) 取り組みの方向性

- ・保健・医療・福祉が連携し対策を行うとともに、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、警察等関係機関と連携して、地域の見守りネットワークを構築するなど、本人・家族が安心して暮らせる地域づくりや家族への支援を「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等に基づき推進します。
- ・高齢者が社会参加を通じ、その意欲や能力に応じた自己実現を図ることができるよう、ボランティア活動の推進、就労の支援、活動の場の提供をはじめ、様々な情報の提供や、交通手段の確保を図ります。
- ・地域包括支援センターを増設する等、機動力のある相談体制の充実を図ります。また、高齢者などすべての人が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じて日頃からの相談や見守り、きめ細やかな支援ができる体制を構築し、関係機関の連携を強化します。

- ・市民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症に早期に対応する仕組みづくりを行う必要があります。認知症の早期対応・発症遅延、当事者・家族支援、啓発・ネットワークづくり等を促進し、認知症対策を強化します。
- ・高齢者等が悪質商法などトラブルに遭わないよう、関係機関が一体となった取り組みを進めます。
- ・独居高齢者や高齢者だけの世帯が増加しており、判断能力が低下している高齢者などの権利を守り、市民一人一人の人権と尊厳が大切にされるよう、高齢者虐待の防止・対策強化、「成年後見制度」や日常生活自立支援事業など権利擁護サービスの拡充等、高齢者が安心して生活できる環境づくり、体制づくりを進めます。

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

- ・障害者基本法第3条には、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定されています。
- ・現実には、障がいのある人は、社会生活の中で不自由・不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている例も少なくありません。
- ・障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、多くの場合、障がいについての知識不足、理解不足がかかわっています。
- ・障がいのある人の一層の自立支援を図るため、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。本市においても、平成18年度に「松江市障害者基本計画・松江市障害福祉計画」を策定しました。さらには、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることとなっています。
- ・国において、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を全国共通の仕組みで提供できるよう抜本的な制度改革が検討されています。一方で、地域の実情を勘案し、利用者ニーズに応じた独自事業の充実も求められています。

(2) 取り組みの方向性

- ・障がいのある人一人一人の人権尊重をあらゆる施策の基本とし、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。
- ・ノーマライゼーション^(注6)の理念のもとに、市民一人一人が主役となり共に生きることができ「完全参加と平等」の社会参加をめざします。
- ・本市では、「松江市障害者基本計画・松江市障害福祉計画」に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、就労の場の確保、教育環境の整備、早期療育、相談体制の確立、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取り組みを推進します。
- ・障がいのある人が、自らその居住する場所を選択し、住み慣れた地域で生き生きと生活するために、就労支援や保健・医療・福祉が一体となった福祉サービスの一層の充実により、自立と社会参加の充実を図ります。そして、わかりやすい情報の提供と、生涯学習や地域行事への参加等を通じた社会参加の支援、道路、公園や公共的施設のユニバーサルデザイン^(注7)やバリアフリー化^(注8)を進め、障がいのある人にやさしいまちづくりや心のバリアフリーを推進します。
- ・障がいのある人が意欲と能力に応じてより力を発揮できるよう、関係機関が役割分担をしながら効果的な就労支援や訓練を行います。
- ・障がいのある人への偏見や差別意識が生じる原因の一つである、知識不足や理解不足を解消するために、学校での特別支援教育と、障がいのある人に対する理解教育の推進に努めます。
- ・障がいのある人の虐待については、平成24年10月1日に「障害者虐待防止法」が施行されたことから、同日に「松江市障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待を受けた障がい者と養護者への支援と啓発を行います。

注6 ノーマライゼーション

障がいのある人々を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、共に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することができる社会を実現していこうとする考え方。

注7 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方。

注8 バリアフリー

社会生活を営むうえで障壁となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくり。

(1) 現状と課題

- ・昭和40年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられています。この答申を踏まえて、昭和44年からは特別措置法による同和対策事業や同和教育が実施されてきました。
- ・本市においても各種対策事業を実施し、その結果、物的な基盤整備など、生活環境等の格差は大きく改善されてきました。
- ・また、教育・啓発が同和问题解決に重要な役割を担うとの認識のもと、市内のすべての学校、地域、企業等において、同和教育・啓発活動が主体的かつ積極的に推進されるよう体制づくりに努め、様々な取り組みを進めてきました。
- ・平成24年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果によると、「自分も市民の一人として、同和问题の解決に努力すべき」と回答した人の割合が45.6%で、過去の調査と比較して増加していることなど、市民の差別意識も徐々に解消の方向に向かっています。一方、「子どもが同和地区(注9)の人と知り合い、結婚しようとしたときの対応」の質問では、回答に大きな変化が見られないなど、依然、結婚に際しての差別意識は解消されておらず、今後一層の教育・啓発が求められています。
- ・昨今、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みの事象などが発生しています。
- ・また、同和问题に対する誤った意識を植え付け、同和问题解決を阻害する「えせ同和行為」(注10)の根絶が引き続き求められています。

(2) 取り組みの方向性

- ・我が国固有の人権問題である同和问题は、行政の責務として解決に向けた取り組みを行うことが必要です。また、市民一人一人が、同和问题が現在も存在する人権問題であることを認識し、自らの課題として差別解消に取り組むことが必要です。
- ・同和问题を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、学校、地域、企業等あらゆる場における教育・啓発の推進を図ります。
- ・同和地区内外の交流活動を積極的に推進することにより、差別解消に向けた交流と連帯の輪を広げます。
- ・隣保館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業等を、総合的に実施します。
- ・同和地区における教育・文化活動を促進するとともに、自主的な学習活動の推進を図ります。
- ・「えせ同和行為」など同和问题解決を著しく阻害する行為については、啓発、関係機関との連携を進め、その根絶を図ります。

注9 同和地区

基本方針にある同和地区という言葉は、同和問題の解決をめざして制定された特別措置法(H14年失効)により、取り組みの対象地域として指定された地区を指す。

注10 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実に個人や企業、行政機関などに対し、高額図書の購入など不当な利益や義務のないことを求める行為。これまで培われてきた教育・啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

6 外国人

(1) 現状と課題

- ・本市は、日本文化を世界に紹介した小泉八雲ゆかりの地であり、昭和26年に国際文化観光都市に指定され、友好都市を中心とした諸外国との交流や市民の国際理解の推進、外国人住民や外国人観光客に快適なまちづくりを進めてきました。
- ・我が国の外国人登録者数(平成23年末現在)は200万人を超え、本市の外国人登録者数(平成25年3月末現在)は、中国籍408人、フィリピン籍240人、韓国籍192人など、合計では1,111人となっています。
- ・全国的な問題として、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題があります。
- ・また、国際結婚の増加に伴い、外国人の家族が子育てや近所付き合い等において孤立化しやすい状況が発生するなど、新たな問題への対応も必要とされています。
- ・本市においては、外国語による生活情報の発信や相談機関、通訳制度などの周知をさらに進め、外国人住民にとって安心して暮らせる環境を整えていく必要があります。

(2) 取り組みの方向性

- ・他の国の文化・伝統に触れあう機会を設けるなど、国際交流事業の推進により、お互いに文化・生活習慣に由来する価値観の違いを理解し、地域住民としてともに生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現に努めます。また、その異文化理解をもとに、日本文化を見つめなおし、発信できる人材を育成します。
- ・在住外国人への医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供、相談体制の充実、日本語教育の充実、都市サインの外国語表示の推進などにより、外国人住民が地域の中で安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 現状と課題

- ・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（平成9年）」には、H I V感染者、ハンセン病に対する差別や偏見が人権に関する重要課題の一つとして取り上げられています。
- ・ハンセン病^(注11)は極めて感染力の弱い病気であり、完治も可能となったにもかかわらず、「らい予防法（平成8年廃止）」により、長年強制隔離政策が続けられ、その結果、本人はもとより家族や親族も長年、差別と偏見に苦しめられてきました。また、入所者の高齢化等により、病気が完治した後に療養所に残らざるを得ないなどの状況があります。
- ・H I V^(注12)は、正しい理解があれば日常生活の中では感染することはありません。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、H I V感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。
- ・その他、新型インフルエンザなどの各種感染症や、慢性病患者も周囲の正しい知識の不足のため、差別的発言を受けることや、就労問題など様々な人権問題に直面しています。
- ・また、近年、医療をめぐる環境の変化に伴い、インフォームド・コンセント^(注13)など患者の人権と主体性を尊重した医療のあり方が求められるようになってきました。

(2) 取り組みの方向性

- ・ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発のため、当事者等との交流事業の紹介を行うとともに、各種人権研修等の一環として療養所の訪問等を取り入れます。
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の趣旨に沿って、各種感染症や様々な疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見・差別意識の解消を図ります。特に、若い世代に対しては、学校等と連携した啓発事業をすすめ、H I V感染症や性感染症についての教育・啓発を進めます。
- ・市立病院などにおいて、病状や治療法についての十分な説明と情報を得る権利や、治療法を自らの意思で選択・決定する権利などを尊重し、信頼にもとづく良質な医療が行われるよう努めます。

注11 ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治する。

注12 H I V

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルス。

注13 インフォームド・コンセント

医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療を行うこと

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

- ・インターネットや携帯電話など I T 技術の急速な進歩は、情報収集の利便性を飛躍的に高め、ブログや SNS (注 14) などの手段により容易に意見表明ができるようになるなど、私たちの生活やコミュニケーションのあり方を大きく変えつつあります。
- ・その反面、不特定多数に対し簡単に情報が発信できることや、発信者の匿名性が高いこと、短時間で情報が拡散し、回収が困難なことなどの、インターネットの持つ特性により、個人情報の大量流出によるプライバシーの侵害、電子掲示板への誹謗中傷・差別的書き込み、将来にわたって深刻な人権侵害に発展する可能性があることなど新たな人権問題が生じています。
- ・また、子どもたちの間のインターネットを利用した「いじめ問題」への対応も大きな課題です。携帯電話でもメールや出会い系サイトなどを通じた様々なトラブルが起きています。
- ・このため、平成 14 年 5 月 27 日に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法) が施行されました。これは、インターネットや携帯電話の掲示板などで個人の権利が侵害された場合のプロバイダーが負う損害賠償の範囲や、情報発信者の開示を請求する権利を定めたものです。
- ・インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任を認識することがますます重要となっています。
- ・また、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資することを目的とする、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が平成 15 年 6 月 13 日に施行されました。平成 20 年には一部改正され、業者への規制強化が図られています。
- ・加えて、平成 23 年 6 月 24 日に改正された「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」では迷惑メール対策の強化が図られています。

(2) 取り組みの方向性

- ・ I T 技術の進歩が私たちの生活に及ぼす影響について、正しい知識を普及・啓発し、インターネット上での利用者の責任やモラルについての啓発を進めます。
- ・子どもたちに対しインターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、活用できる能力の育成や向上に努めます。

注 14 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
人と人のつながりを、インターネット上で構築するサービス。

9 性同一性障害者

(1) 現状と課題

- ・日本精神神経学会の性同一性障害に関する委員会から、平成9年5月28日に出された「性同一性障害に関する答申と提言」のなかで、性同一性障害とは、「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と定義されています。
- ・また、「性同一性障害に関する答申と提言」のなかで「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」を公表し、このガイドラインにおいて、性同一性障害は医療の対象とされました。
- ・平成16年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成20年6月一部改正）」が施行され、一定の条件のもとで性別変更も認められるようになりました。しかし、性別変更の条件として、『現に未成年の子がいないこと』や『性別適合手術を終えていること』などが定められており、性同一性障害者が望む性に変更することは容易ではない状況にあります。
- ・また、周囲の理解不足から好奇の目で見られたり、就職やアパートの入居の際などに差別を受けるなど、不当な扱いや差別的な言動を受け、社会生活を営む上で困難を生ずることがあります。

(2) 取り組みの方向性

- ・性同一性障害について、関係機関と連携し、正しい知識の理解と関心を深める啓発活動を行い、偏見や差別意識の解消に取り組みます。
- ・また、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

10 様々な人権課題

(1) 現状と課題

- ・北朝鮮当局による拉致問題も深刻な人権侵害です。平成18年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。平成23年4月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。その中に「1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決

に向けた具体的行動をとっていない。」と拉致問題の現状が述べられています。拉致問題の早期解決にあたっては、国内外の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。本市においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取り組みなどを通じて正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を一層深める必要があります。

- ・犯罪被害者やその家族は、犯罪自体によって受ける様々な経済的、精神的苦痛に加え、マスメディアの行き過ぎた取材、報道等により平穏な生活が脅かされ、著しく人権が侵害される場合があります。平成17年には、「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じること、再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行うことが基本理念として定められました。
- ・古くから北海道、樺太、千島列島に生活していた先住民族であるアイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見・差別の問題があります。
- ・同性愛など性的指向を理由とする差別や偏見も根強く存在しています。
- ・プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる問題であり、最大限保護されなければならないと考えます。近年の情報通信社会の進展に伴い、個人情報への取り扱いに対する不安が高まっています。また、第三者による戸籍謄抄本等の個人情報の不正取得も全国的に発生しています。
- ・東日本大震災に起因する人権問題も発生しています。仮設住宅等において様々な人権問題が発生するとともに、福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、新しい人権問題として顕在化しています。
- ・これまで述べてきた問題のほかにも、刑を終えて出所した人の人権、ホームレスの人権、人身取引事件(トラフィッキング)事件の適切な対応、日本に帰国した中国残留邦人とその家族の人権、生活困難者の人権など様々な人権問題が存在します。
- ・また、地域社会に存在する迷信や風習の中には、合理的な根拠に乏しいものが数多くあります。「ひのえうま」などの迷信や風習に対する先入観が無意識のうちに差別意識につながる恐れもあり、日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持つことが必要です。

(2) 取り組みの方向性

- ・あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための教育に努めます。
- ・今後新たに生じる問題も含めて、それぞれの人権問題の状況に応じて、その解決のため、関係機関と連携して施策を行います。

第4章 推進体制の整備

「基本方針」を効果的に推進するため、人権教育・啓発・相談等に関わる機関・団体相互の連携体制を整備するとともに、地域での指導者等人材の育成を図ります。また、成果の定期的な検証など適切な進捗管理を行います。

(1) 関係機関の連携と庁内推進体制の整備

人権教育・啓発にかかわる各機関、団体相互の連携を深め、情報の共有、事業の共催等を積極的に行うことにより、教育・啓発活動の効果的な拡大を図ります。

人権問題の多様化、複雑化、社会経済構造の急速な変化等により、複数の差別・人権侵害を同時に受けている人々が増えている状況を踏まえ、人権に関する相談機関相互の連携を促進します。

「松江市人権施策推進連絡会」をはじめ、主要人権課題ごとに設置されている庁内連絡会議等を通じて、全庁的な人権施策の調整及び推進を図ります。

(2) 市民との協働

「松江市地域人権・同和教育推進協議会」など地域ぐるみで活動する社会教育団体や、各人権課題をテーマに活動しているNPO団体等との連携を深め、市民との協働で人権施策を推進します。

(3) 人材の育成

人権教育・啓発の効果的な推進には、地域、学校、職場等における自発的な取り組みがきわめて重要であり、そのための指導者やリーダー的人材の育成を図ります。

(4) 実施計画等の策定

「基本方針」に基づいて、各人権課題ごと又は教育・啓発主体ごとに必要に応じ具体的な実施計画等を策定します。また、各人権課題別の個別計画等が策定されている場合は、個別計画との整合を図りながら「基本方針」の推進を図ります。

(5) 「基本方針」の検証と見直し

「基本方針」に基づく取り組みについては、年次的に進捗状況を検証するとともに、各種意識調査等を通じて成果の評価を行います。

「基本方針」は、概ね5年後に見直しを行います。また、社会状況によっては、これにかかわらず見直しを行います。

資 料 編

- 世界人権宣言（抜粋）
- 日本国憲法（抜粋）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 同和対策審議会答申 前文
- 松江市の主な取り組み
- 国内の主な取り組み・国際的な主な取り組み
- 松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱
- 松江市人権施策推進基本方針検討委員会名簿

世界人権宣言(抜粋)

1948年(昭和23年)12月10日 国際連合第3回総会採決

前文 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、(中略)人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、(中略)よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第三条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第七条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十六条 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

第二十二條 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

第二十六條 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じすべての者にひとしく開放されていなければならない。

第二十九條 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

日本国憲法(抜粋)

1947年(昭和22年)5月3日施行

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(中略) 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(中略) 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第九条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第十一条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十二條【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十四條【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条〔生存権、国の社会的使命〕

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第二十六条〔教育を受ける権利、教育の義務〕

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。教育は、これを無償とする。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第九十七条〔基本的人権の本質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年(平成12年)12月6日施行

- (目的) **第一条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。
- (定義) **第二条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。
- (基本理念) **第三条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。
- (国の責務) **第四条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (地方公共団体の責務) **第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (国民の責務) **第六条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- (基本計画の策定) **第七条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- (年次報告) **第八条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- (財政上の措置) **第九条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

- (施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。
- (見直し) **第二条** この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

同和对策審議会答申 前文

1965年(昭和40年)8月11日答申

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。

その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

松江市の主な取り組み

年 代	事 項
1975（昭和 50）	「松江市同和教育要綱」策定
1981（昭和 56）	「松江市同和教育基本方針」策定
1996（平成 8）	「松江市同和教育基本方針」改定
2000（平成 12）	「松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
2002（平成 14）	「松江市児童虐待防止連絡協議会」設置 「松江市男女共同参画推進条例」制定 「松江市個人情報保護条例」施行
2003（平成 15）	「松江市人権施策推進連絡会」設置
2004（平成 16）	「松江市高齢者虐待対策会議」設置 「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」
2005（平成 17）	「松江市要保護児童対策協議会」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006（平成 18）	「松江市障害者基本計画・松江市障害者福祉計画」策定 「松江市男女共同参画計画」策定 「人権に関する市民意識調査」実施 「松江市人権施策推進基本方針」策定
2009（平成 21）	「松江市DV対策基本計画」策定
2010（平成 22）	「松江市次世代育成支援行動計画」策定
2011（平成 23）	「松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）」設置
2012（平成 24）	「松江市障がい者虐待防止センター」設置 「人権に関する市民意識調査」実施 「松江市人権施策推進基本方針」改定

国内の主な取り組み

年 代	事 項
1947 (昭和 22)	「日本国憲法」施行
1965 (昭和 40)	「同和対策審議会」答申
1969 (昭和 44)	「同和対策事業特別措置法」施行
1982 (昭和 57)	「同和対策事業特別措置法」失効 「地域改善対策特別措置法」施行
1986 (昭和 61)	「男女雇用機会均等法」施行
1987 (昭和 62)	「地域改善対策特別措置法」失効 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
1992 (平成 4)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 「地対財特法の一部を改正する法律」施行
1995 (平成 7)	「高齢社会対策基本法」施行 「障害者基本法」施行
1997 (平成 9)	「地対財特法の一部を改正する法律」失効 「地対財特法の一部を改正する法律(経過措置法)」施行
1999 (平成 11)	「男女共同参画社会基本法」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
2000 (平成 12)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「人権擁護推進審議会」答申 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001 (平成 13)	「人権擁護推進審議会」(人権救済制度の在り方について)答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002 (平成 14)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地対財特法の一部を改正する法律(経過措置法)」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)施行
2003 (平成 15)	「次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」
2004 (平成 16)	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005 (平成 17)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)施行 「犯罪被害者等基本法」施行
2006 (平成 18)	「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
2008 (平成 20)	「高齢者の医療の確保に関する法律」施行
2010 (平成 22)	「男女共同参画基本計画」(第3次)策定
2011 (平成 23)	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 「新たな人権救済機関の設置についての基本方針」(法務省)策定
2012 (平成 24)	「障害者虐待防止法」施行

国際的な主な取り組み

年 代	事 項
1948 (昭和 23)	世界人権宣言
1949 (昭和 24)	人身売買及び他人の売買からの搾取の禁止に関する条約
1951 (昭和 26)	難民の地位に関する条約
1953 (昭和 28)	婦人の参政権に関する条約
1959 (昭和 34)	世界難民年 (1959～1960)
1965 (昭和 40)	あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約
1966 (昭和 41)	経済的、社会的及び文化的・権利に関する国際規約
1966 (昭和 41)	市民的及び政治的権利に関する国際規約
1967 (昭和 42)	難民の地位に関する議定書
1968 (昭和 43)	国際人権年
1970 (昭和 45)	国際教育年
1971 (昭和 46)	人種差別と闘う国際年
1975 (昭和 50)	国際婦人年
1978 (昭和 53)	国際反アパルトヘイト年 (1978～1979)
1979 (昭和 54)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
1979 (昭和 54)	国際児童年
1981 (昭和 56)	国際障害者年
1982 (昭和 57)	南アフリカ制裁国際年
1984 (昭和 59)	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
1985 (昭和 60)	国際青少年年
1985 (昭和 60)	国連年
1986 (昭和 61)	国際平和年

年代	事項
1989 (平成元)	児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
1991 (平成 3)	「高齢者のための国連原則」決議
1994 (平成 6)	「人権教育のための国連10年」採択
1995 (平成 7)	世界の先住民の国際の10年 (1995～2004)
1995 (平成 7)	国連人権教育の10年 (1995～2004)
1997 (平成 9)	貧困撲滅のための国連の10年 (1997～2006)
2000 (平成 12)	児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2000 (平成 12)	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2001 (平成 13)	開発途上国、特にアフリカにおけるマラリア撲滅の10年 (2001～2010)
2001 (平成 13)	第2次植民地撤廃のための国際の10年 (2001～2010)
2001 (平成 13)	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年(2001～2010)
2003 (平成 15)	国連識字の10年、すべての人に教育を (2003～2012)
2004 (平成 16)	「人権教育のための世界プログラム」採択
2005 (平成 17)	国連持続可能な開発のための教育の10年 (2005～2014)
2005 (平成 17)	「命のための水」国際の10年 (2005～2014)
2006 (平成 18)	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
2006 (平成 18)	障害者権利条約
2006 (平成 18)	「ジョグジャカルタ原則」採択(インドネシア、ガジャ・マダ大学での国際会議)
2007 (平成 19)	「ジョグジャカルタ原則」承認(国際連合人権理事会)
2010 (平成 22)	文化の和解のための国際年

松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）の改定に当たり、幅広く市民の意見を求めるため、松江市人権施策推進基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本方針改定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針の改定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人権施策推進課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

(経過措置) この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属等
人権課題	女性	山崎 泰子 まつえ男女共同参画ネットワーク代表
	子ども	山崎 俊行 島根県中央児童相談所 総務企画・女性連携スタッフ調整監
	高齢者	椋木 松代 松江市老人クラブ連合会 女性委員長
	障がい者	福井 幸夫 松江市身障者福祉協会 会長
	同和問題	土江 志津夫 島根県隣保館連絡協議会
	外国人	山口 妙子 国際ネットワークしまね 事務局
	患者・感染者等	今若 陽子 島根県松江保健所 医事・難病支援グループ課長
教育・啓発主体	学校教育	山田 精一 松江市人権・同和教育研究会 会長 (松江市立川津小学校 校長)
	社会教育	福岡 修之 松江市公民館長会
	社会教育	難波 義正 松江市地域人権・同和教育推進協議会連合会 会長
	家庭教育	永井 嘉代子 松江市PTA連合会 副会長
	企業	田中 正彦 松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会 会長
	啓発・相談	松浦 ぎん子 松江人権擁護委員協議会 事務局長
公募	市民公募	上田 地優 性同一性障害者を支援する市民団体「紫の風」代表

(所属及び役職は、平成 25 年 1 月委員就任時)

(14 名)

松江市人権施策推進基本方針

平成19年3月策定
平成25年3月改定

松江市 総務部 人権施策推進課

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

TEL 総務係 0852-55-5331

学校人権教育係 0852-55-5425

啓発推進係 0852-55-5426

E-mail jinken@city.matsue.lg.jp

ホームページ

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kurashi/jinken/>